

テレワーク準備で利用できる 助成金のご紹介

2020年6月19日
JBCC株式会社

今からでも利用出来るテレワーク関連の助成金

	助成金名	運営	対象	期間	助成金額
1	働き方改革推進支援助成金 (テレワークコース)	厚生労働省	・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更等 (※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません)	2020年4月1日 ~2020年12月1日	3 / 4 1企業当たりの上限額：150万円
2	IT導入補助金2020 (C類型)	経済産業省	サプライチェーンへの毀損対応 非対面ビジネスへのシフト テレワーク環境整備 等に関するITツールとハードウェアの導入費用	2020年5月10日~月10日 (4次締切) 以降未定	3 / 4 1企業当たりの上限額：450万円

1. 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）助成金

中小企業事業者向け、働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の概要

	働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の概要
対象事業主	在宅または サテライトオフィスにおいて就業するテレワーク に取り組む 中小企業事業主を支援
助成対象の取組	・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更等 （※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません）
主な要件	事業実施の評価期間中に成果目標が達成されること
助成の対象となる事業 の実施期間	2020年4月1日～2021年2月15日 上記期間内で、1ヶ月～6ヶ月の間で実施計画を立てて、実施したものが助成金対象になります。
支給額補助率：	成果目標達成時 最大 3／4 1企業当りの上限額：150万円

1. 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）助成金

中小企業事業者向け、働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の助成金内容

支給要件

2020年4月1日～2021年2月15日の期間内で、
1ヶ月～6ヶ月の間で実施して成果目標を達成することが助成金対象になります。

支給対象となる取組

下記1～5の中から最低一つは実施したものについて支給

1. テレワーク用通信機器(※)の導入・運用

(例) ・web会議用機器、・VPN装置
・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア
・保守サポートの導入
・クラウドサービスの導入
・サテライトオフィス等の利用料など

※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません

2. 就業規則・労使協定等の作成・変更

(例) テレワーク勤務に関する規定の整備

3. 労務管理担当者に対する研修

4. 労働者に対する研修、周知・啓発

5. 外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング

支給金額

対象科目	助成金	
	成果目標達成	成果未達
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 ※ クラウド月額利用料等の期間で発生する費用は、実施申請した評価期間の料金のみ対象になります。	3 / 4 1企業最大 150万円	1 / 2 1企業最大 100万円

1. 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）助成金

対象となる中小企業事業者

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であり
AまたはBのいずれかに該当する企業

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

① テレワークを新規で導入する 中小企業事業主

※試行的に導入している事業主も対象です

② テレワークを継続して活用する 中小 企業事業主

※過去 に 本助成金を受給した事業 主は、対象労働者を 2 倍 に増加して
テレワークに取り組む場合に、2 回 まで受給が 可能です

1. 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）助成金

成果目標

本助成金の「支給対象となる取組」を実施するにあたっては、以下の「成果目標」をすべて達成 すること を目指 してください（達成状況に応じて支給額が 変わります）。

1	評価期間に 1 回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
2	評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1 日以上とする
3	所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して 5 時間以上削減させる

評価期間

上記「成果目標」を達成したかどうかは、事業実施 期間（交付決定の 日 から令和 3 年 2 月 15 日まで）中の、1 か月から 6 か月の期間で設定する「評価期間」で判断します。

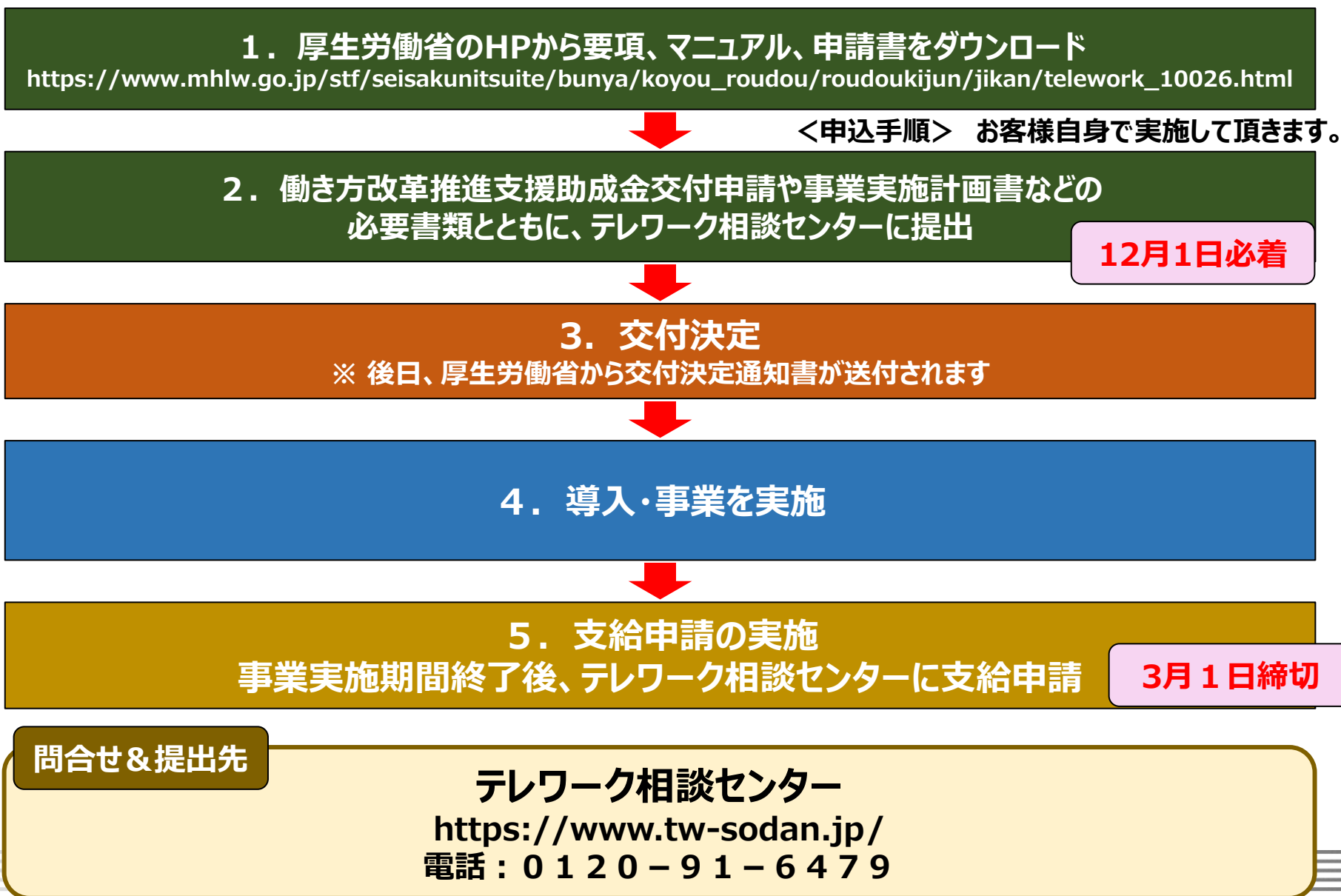
※評価期間は申請者が事業実施計画を作成する際に自ら設定 します。

エビデンス

外部からアクセスしたことがわかるGPS座標データや、テレワーク業務として開始、終了した事がわかるメールなど、在宅勤務の実施がわかるエビデンスが必要になります。

1. 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）助成金

働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の利用手順



1. 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）助成金

クラウド利用料金に対するテレワーク助成金の扱い

働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の助成金としてクラウドサービスの利用料も借損料として申請可能です。

【ポイント】

1. 評価実施期間(4/1-2/15)の間で設定した評価期間の利用料金だけが対象。

例： 7月から12月までの5ヶ月間を評価期間として申請した場合

その5ヶ月間のクラウド料金が対応

年間一括支払の契約は、月額で割って算出します。

2. 評価実施終了後、全ての支払いを完了し2021年3月1日必着で支給申請する
支給申請するまでに支払いを証明する領収書等が必要

1. 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）助成金

働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の関連情報

【関連情報】

リーフレット

働き方改革推進支援助成金（テレワークコース） [PDF形式]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000622080.pdf>

交付要綱

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000617789.pdf>

支給要綱

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000617792.pdf>

申請マニュアル（必要書類）

申請マニュアル（テレワークコース） [PDF形式]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000617795.pdf>

申請様式 [Word形式]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000617794.docx>

2. IT導入補助金2020(サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局)

IT導入補助金2020の概要

分類	A類型	B類型	C類型
目的	今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するため、生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入するための事業費等の経費の一部を補助等することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図る		昨今の新型コロナウイルス感染症が事業環境に与えた影響への対策および同感染症の拡大防止に向け、具体的な対策に取り組む事業者によるIT導入等を優先的支援するため
補助率および補助金額	補助率 1/2 30万円～150万円	補助率 1/2 150万円～450万円	補助率 2/3 30万円～450万円
対象となる事業	指定された業務プロセスの内 1つ以上の業務プロセスを保有するソフトウェアを選択	指定された業務プロセスの内 4つ以上の業務プロセスを保有するソフトウェアを選択	甲：サプライチェーンの毀損への対応 乙：非対面型ビジネスモデルへの転換 丙：テレワーク環境の整備 いずれか一つ以上
申請要件	賃上要件は加点要件	賃上要件が必須	申請金額により賃上要件が必須

2. IT導入補助金2020（C類型）（サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）

IT導入補助金2020＜特別枠＞の内容

◆ 正式名称：

「令和2年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業特別枠（C類型）」

◆ 目的：

昨今の新型コロナウイルス感染症が事業環境に与えた影響への対策および同感染症の拡大防止に向け、具体的な対策に取り組む事業者によるIT導入等を優先的支援するため

◆ 対象事業者：

中小企業、小規模事業者(飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象)

◆ 補助率および補助金額：

対象製品の購入金額の3分の2（上限：450万円、下限：30万円）

※購入金額が45万円以上であること。

◆ 補助対象となる事業：（1つ以上対象）

甲：サプライチェーンの毀損への対応

乙：非対面型ビジネスモデルへの転換

丙：テレワーク環境の整備

2. IT導入補助金2020（C類型）（サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）

◆ ハードウェア等も対象

導入するソフトウェアの利用に必要不可欠なハードウェアのレンタル費用も補助対象に

◆ 補助金上限、下限金額は変更なし（補助率のみ変更あり）

補助額 `C類型` 30万円～450万円、補助率2/3

◆ 遡及申請（さかのぼり申請）も可能に

一刻も早いテレワークへの転換の必要性等の理由から、公募開始前の下記の遡及申請可能期間中に、ITツール導入についての契約を実施し、その後、補助対象事業者による交付申請までの間に当該ITツールとそれを提供するIT導入支援事業者が事務局に登録した場合も、補助対象と認める

遡及申請可能期間：2020年4月7日以降に導入したもの ※

※遡及申請可能期間外でかつ交付決定以前に実施された事業については補助対象外となります。

◆ 申請要件に賃上げ要件追加（C類型-1：申請額150万以上、C類型-2：申請額300万以上）

①事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加させる計画を有し、申請時点で従業員に表明していること

②事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金＋30円以上の水準とする計画を有し、申請時点で従業員に表明していること

◆ gBizIDプライムカウントの取得（A類型、B類型と共通）

申請時にGビズIDの「gBizIDプライム」アカウント取得が必要となります

2. IT導入補助金2020（C類型）（サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）

◆ 補助金を受けられる補助事業者

日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業及び小規模事業者

<中小企業及び小規模事業者の主な定義>

	業種・組織形態	資本金 資本金の額又は出資の総額	従業員 常勤
資本金・従業員規模の一方が 右記以下の場合対象 (個人事業主含む)	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
	卸売業	1億円	100人
	サービス業	5,000万円	100人
	小売業	5,000万円	50人
	ゴム製品製造業	3億円	900人
	ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円	300人
	旅館業	5,000万円	200人
	その他の業種（上記以外）	3億円	300人
法 他 其 人 の	医療法人・社会福祉法人・学校法人	-	300人
	財団法人・特定非営利活動法人・中小企業団体	その主たる業種に記載の資本金・従業員規模以下のもの	
関連組合	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 等		

※対象外の事業者

- 1、中小企業・小規模事業者以外の者で、事業を営む者を「大企業」といい、次に掲げる出資または役員を受け入れていない者であること
- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

2. IT導入補助金2020（C類型）（サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）

◆ 補助額および補助率

C類型：補助額 30万円以上 450万円以下 補助率 3分の2

◆ 交付申請等期間・交付決定日等：

交付申請期間：2020年5月11日～2020年12月下旬まで

＜4次締切分＞ 締切日：7月10日 17:00（予定） 交付決定日：8月以降（予定）

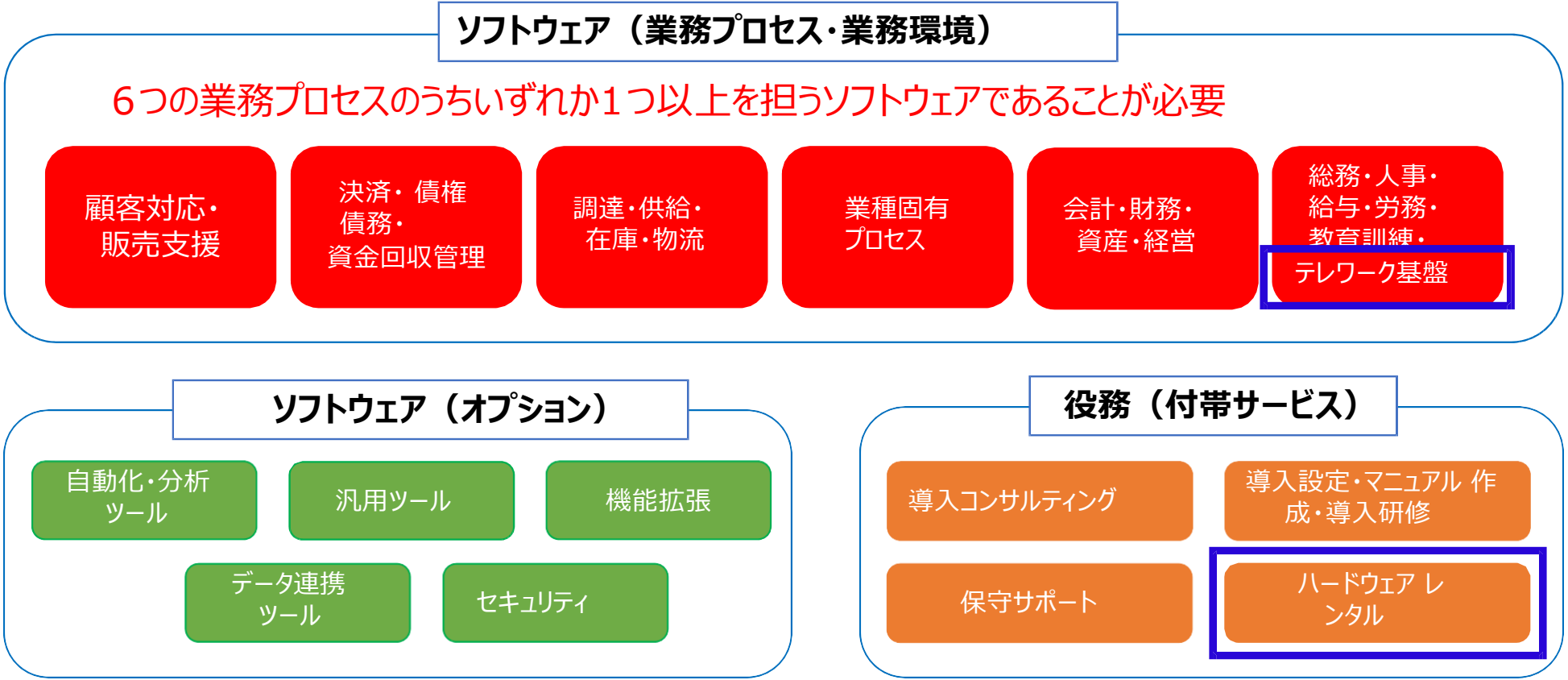
※制度内容・スケジュール等は変更する場合がある

◆ 効果報告：

毎年1回、3年間に渡って実施

2. IT導入補助金2020（C類型）（サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）

補助対象ITツールの区分と内容



ITツールは、IT導入支援事業者により、事前申請され、審査の後、登録されたもののみが対象となります。

 がC類型独自のもの

2. IT導入補助金2020（C類型）（サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）

補助対象ITツール：ソフトウェアの種類

ソフトウェア（業務プロセス・業務環境）： オンプレミス版・クラウド版のパッケージソフトウェア

一般顧客向けに、対象となる「業種」「業務範囲」「業務機能」など仕様を明確に定義して開発され、一般に販売が開始 されている製品が該当します。**6つの業務プロセスに対応し、特定の業務機能をシステム化するソフトウェア。6つの業務プロセスのうちいずれか1つ以上を担うソフトウェア**であることが必要。
テレワーク環境の整備に資するツールも含まれます。

ソフトウェア（オプション）： ソフトウェアの導入に伴い、必要となる製品

・自動化・分析ツール	特定の業種や業務に使用が限定されず、複数システムの高度な連携・自動化を制御 する製品や、高度な解析・分析の機能を持つ製品など、独立した専用パッケージです。 R P AやB I、B P（ビジネス・プロセス）分析、作業工程分析などが該当します。
・汎用ツール	特定の業種や業務に使用が限定されず、広い業務に適用できる独立した専用パッケージです。 グループウェア、SaaSのライブラリーなどが該当します。
・機能拡張	「ソフトウェア（業務プロセス）」の機能を拡張するソフト、「自動化・分析ツール」を特定 業務向けに設定するツールが該当します。
・データ連携ツール	ソフトウェア同士のデータ連携を行うソフトで、E A I 製品などが該当します。
・セキュリティ	PCやソフトウェアの保護、ソフトウェア製品、認証・監視システムなど

2. IT導入補助金2020（C類型）（サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）

補助対象ITツール：役務（付帯サービス）について

役務（付帯サービス）： ソフトウェアの導入に伴って必要となる『役務』	
・導入コンサルティング	ソフトウェア導入に向けた詳細設計（導入計画、教育計画の策定）などのコンサルティング費用
・導入設定・マニュアル作成 ・導入研修	設定費用、マニュアル作成、導入作業など 導入の伴う移動交通費や運搬費、宿泊費は対象外
・保守サポート	バグ発生時の対応、顧客からの問い合わせ対応、バージョンアップ対応他、保守契約などに記載された作業（導入初年度1年分のみ補助対象）
・ハードウェアレンタル	デスクトップ型PC、ラップトップ型PC、タブレット型PC、スマートフォン 上記をレンタルする際付属品として、甲乙丙の事業に対応するためのWebカメラ、マイク、スピーカー、ヘッドセット、ルーター（Wifiルーター・アクセスポイント等）、ディスプレイ、プリンター ソフトウェア（業務プロセス・業務環境）が利用されることを前提 最低利用期間を1か月とし、レンタル開始日から1年分までを上限として補助対象

2. IT導入補助金2020（C類型）（サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）

申請に必要なプロセス条件

- 1. 1つ以上のプロセスを有するソフトウェアを選択すること
- 2. 以下の3つのうち、いずれか一つに該当するITツールを最低1つ以上、申請すること
 - 甲：サプライチェーンの毀損への対応
 - 乙：非対面型ビジネスモデルへの転換
 - 丙：テレワーク環境の整備
- 3. 2の甲乙丙の対応に資する場合においてのみ、ハードウェアレンタル費は「役務」として補助 対象となる。
- 4. 2の甲乙丙の対応に資するソフトウェアとオプション、甲乙丙に紐づくハードウェアレンタル 費用としての「役務」の経費合計が、補助対象経費全体の1/6以上を占めていること

類型	補助金申請額	補助率	必要な プロセス数	甲乙丙ツール要件	賃上げ要件	ハードウェア レンタル費用
C類型-1	30万～150万未満	2 / 3	1	甲ツールのみを導入する	加点	選択可
	150万～450万				必須	
C類型-2	30万～300万未満			乙or丙どちらか1つ以上の ツールを導入する	加点	
	300万～450万				必須	

「役務」のハードウェアレンタルを補助対象経費として申請する場合は、当該ハードウェアの活用が 2. の甲乙丙の対応 に資するものであることが条件となります。また、ハードウェアレンタルのみ導入する形での申請することはできません。

2. IT導入補助金2020（C類型）（サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）

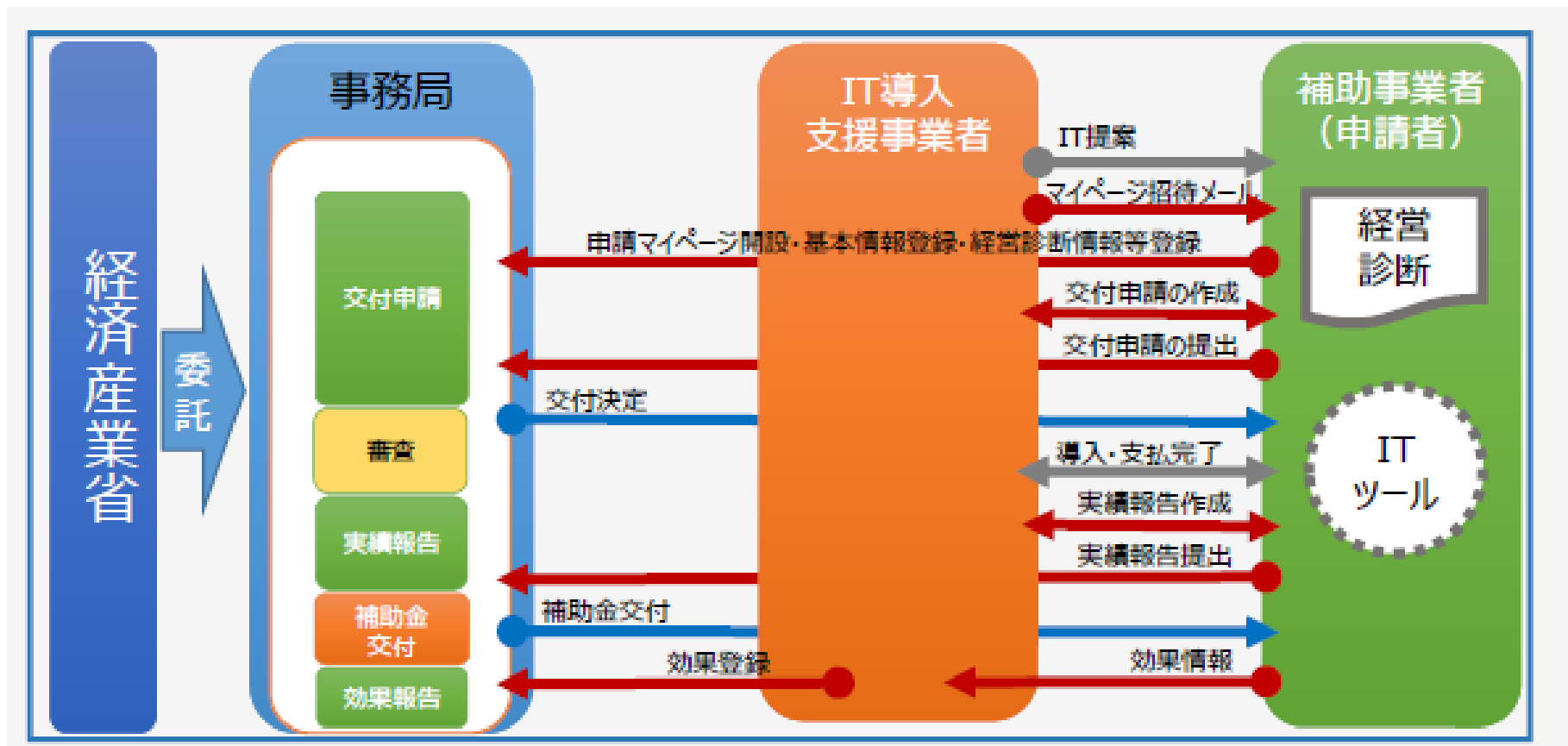
対象外となるもの

- **ハードウェアレンタルを除く購入、リース**
組込み系ソフト、スクラッチ開発
- **従量課金方式の料金体系をとるサービス** ● 広告宣伝費
 - ・会員登録した利用者に対する情報提供サービス
 - ・緊急時連絡システム、BCPシステムなど恒常的に利用されないシステム
 - ・VR・AR用コンテンツ制作、デジタルサイネージ、コンテンツ配信システム
 - ・利用者が所有する資産やブランドの価値を高める目的のシステム
 - ・補助金申請、報告に係る申請代行費
- **リース料金** ● 租税公課（消費税）
その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省および事務局が判断したもの

2. IT導入補助金2020（C類型）（サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）

IT導入補助金2020フロー（通常枠と共通）

補助金の交付申請から実績報告、効果報告までをIT導入支援事業者を通じて行う。



IT導入支援事業者とは・・・

対象製品の登録や交付申請、利用実績の報告などを行う事業者。IT系団体やITベンダーなどが、審査を経て事業者登録できます。

JBCCはIT導入支援事業者です。

※IT導入支援事業者を経由しないと、補助金申請できません。

2. IT導入補助金2020（C類型）（サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）

申請要件（通常枠と共通）

1. 基本要件

日本国において登録されている個人または法人であり、日本国内で事業を行っている こと

2. 最低賃金要件

直近月において、補助事業者が営む事業場内の最低賃金が法令上の地域別最低賃金以上であること

3. 第三者による総括的な確認要件

交付申請の内容について、IT導入支援事業者を含む第三者による総括的な確認を受け ること

4. SECURITY ACTIONの宣言

「★ 一つ星」以上の宣言が必要

5. アカウント取得要件

GビズIDの「gBizIDプライム」アカウントを取得すること

6. 生産性向上に係る情報の報告要件

IT導入支援事業者と確認を行ったうえで、

生産性向上に係る情報（売上、原価、従業員数および就業時間、給与支給総額※、事業場内最低賃金等）を事務局に報告すること

7. 労働生産性向上要件

1年後の伸び率3%以上、3年後9%以上及びこれらと同等の生産性向上を目標とした 計画を作成すること

2. IT導入補助金2020（C類型）（サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）

申請要件（通常枠と共通）

8. 賃上げ要件（C類型-1：申請額150万以上、C類型-2：申請額300万以上の場合）

事業計画期間（3年間）において、

- ① 給与支給総額※を年率平均1.5%以上増加させる計画
- ② 事業場内最低賃金を地域別最低賃金＋30円以上の水準とする計画を行い、

申請時点で従業員に表明していること

※給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む）および役員に支払った給与等（給料、賃金、賞与および役員賞与は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）をいう。

- ・賃上げ要件において、申請時点で従業員に計画を表明していない場合、または、計画がいずれか未達の場合は、補助金の全部または一部の返還が求められます。
- ・賃上げ要件は、小規模事業者※1及び取引価格が公的に定められている取引が大宗を占めると想定される事業者※2は対象外となります。
 - ※1）常時雇用する従業員20人以下の企業。ただし、商業（卸売業・小売業）・サービス業は従業員5人以下の企業
 - ※2）事業者例：保健医療機関、保険薬局、介護サービス事業者、社会福祉法人、更生保護法人、学校
- ・今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けることを想定して、賃上げ目標を据え置き、その翌年度から3年間の間にこの目標値を達成する計画とすることが可能。

2. IT導入補助金2020（C類型）（サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）

審査内容 ①審査項目

1. 事業面の具体的な審査

- ・新型コロナウイルス感染症における事業への影響とその対策について効果的なツールが導入されているかどうか
- ・自社の経営課題を理解し、経営改善に向けた具体的な問題意識を持っているか
- ・内部プロセスの高度化、効率化およびデータ連携による社内横断的なデータ共有・分析等を取り入れ、継続的な生産性向上と事業の成長に取り組んでいるか

2. 計画目標値の審査

- ・労働生産性の向上率

3. 加点項目に係る取組の審査

（加点項目の内容については次ページを参照）

※申請した内容の差替えや変更、訂正等は不可となっています。十分に内容を確認後、申請を行う必要があります。

※審査過程および結果に関する問い合わせや公表はいかなる場合においても行えません。

2. IT導入補助金2020（C類型）（サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）

審査内容 ②加点項目

<加点項目>

1. 導入するITツールとしてインボイス制度対応製品を選定していること
2. C類型-1で申請額150万未満、C類型-2で申請額300万未満の申請者或いは小規模事業者、取引価格が公的に定められている取引が大宗を占めると想定される事業者が「賃上げ要件」を満たす場合
3. 導入するITツールとしてクラウド製品を選定していること
4. 地域未来促進法の地域経済牽引事業計画の承認の取得していること
5. 交付申請時点で地域未来牽引企業に選定されており、地域未来牽引企業としての「目標」を経済産業省に提出していること

<減点措置>

1. 申請時点において、過去3年間にIT導入補助金の交付を受けた事業者

交付申請時必要添付書類一覧（通常枠と共通）

<法人の場合>

- 1. 履歴事項全部証明書（交付申請日から遡って、3ヶ月以内に発行されているもの）
- 2. 税務署の発行する直近分の法人税の納税証明書(その1もしくはその2)
※税務署の窓口で発行されているものに限りです。電子納税証明書は認められません。

納税証明書の種類	証明内容
納税証明書「その1」	納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等
納税証明書「その2」	「申告所得税及復興特別所得税」又は「法人税」の所得金額
納税証明書「その3」	未納の税額がないこと
納税証明書「その4」	

<個人の場合>

- 1. 運転免許証もしくは運転経歴証明書もしくは住民票
（住民票は交付申請日から遡って、3ヶ月以内に発行されているもの）
- 2. 税務署の発行する直近分の所得税の納税証明書(その1もしくはその2)
- 3. 税務署が受領した直近分の所得税確定申告書B

2. IT導入補助金2020（C類型）（サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）

交付申請における注意事項

<注意事項>

1. 交付決定には審査があります。必ず交付されるものではありません。
2. 交付決定前に、契約・発注・支払いなどはできません。
(ただし、遡及申請可能期間中に、ITツール導入について の契約を実施した場合交付申請が可能。)
3. 交付申請、実績報告時にSMSを利用した申請者の本人確認を行うため、交付申請時にはメールアドレスとSMSを 受信できる携帯もしくはスマートフォンが必要となります。
4. 契約～納品～支払いで用いられる全ての事業者名称が交付申請時のIT導入支援事業者および補助事業者名になっていること。
5. 支払いの事実に関する客観性の担保のため、IT導入支援事業者への支払いは原則銀行振込、又はクレジットカード 1回払いのみとすること。リース契約は対象外となります。
6. 本補助事業と同一の内容で国（独立行政法人を含む）から他の補助金、助成金等の交付を重複して受けることは できません。
7. 事務局及び中小機構が行う検査や会計検査院による会計検査に備え、補助事業に係る全ての書類等の情報を5年間（2026年3月末まで）保管し、閲覧・提出することについて協力しなければならない。
8. 交付決定を受けた事業者は、
交付決定日から12か月以内に同一事業（令和元年後補正サービス等生産性向上IT導入支援事業）での申請は行えません。

今からでも利用出来るテレワーク関連の助成金のまとめ

- ・助成金や補助金は交付申請の承認後でなければ導入出来ません。
- ・交付申請の書類や記載事項も多いので、ゆとりをもって準備してください。
- ・助成金の額に囚われることなく、目的にあったものを選択。

	助成金名	運営母体	対象	期間	助成金額
1	働き方改革推進支援助成金 (テレワークコース)	厚生労働省	・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更等 （※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません）	2020年4月1日 ～2020年12月1日	3／4 1企業当たりの上限額：150万円
2	IT導入補助金2020 (C類型)	経済産業省	サプライチェーンへの毀損対応 非対面ビジネスへのシフト テレワーク環境整備 等に関するITツールとハードウェアの導入費用	2020年5月10日～7月10日 （4次締切） 以降未定	3／4 1企業当たりの上限額：450万円

うまく助成金を活用してテレワーク環境の整備を行いましょう。